

第 2 期永井地域づくり計画

なが い みらい す よ ち い き
永～井 未来 住み良い地域



令和 4 年 3 月
永井地域コミュニティ活性化協議会

目 次

はじめに	・・・P 1
------	--------

第1章 地域の概要

1 地理と概況	
(1) 位置と概況	・・・P 2
(2) 面積	・・・P 2
2 永井地区の歴史	
(1) 地名(永井)の由来	・・・P 3
(2) 永井の偉人	・・・P 3
(3) 街道のシンボル	・・・P 4
3 世帯数と人口	
(1) 現状	・・・P 5
(2) 推移	・・・P 7

第2章 地域づくり計画

1 地域の現状と課題	・・・P 8
2 地域づくり計画の期間と見直し	・・・P 8
3 目的とスローガン	・・・P 8
4 第2期計画重点目標	・・・P 9
5 分野別目標	・・・P 9
6 計画の推進体制	・・・P 11

第3章 資料編

1 永井地域コミュニティ活性化協議会の経過	・・・P 12
2 規約	・・・P 13

はじめに

一関市が進める協働のまちづくりにより、永井地域においても平成 27 年 3 月 22 日に「永井地域コミュニティ活性化協議会」を設立いたしました。当協議会は、市民センター指定管理業務である社会教育を含めた生涯学習事業と合わせ、地域が主体となった協働体制を充実させるとともに、地域課題の把握・解決に向けた取り組みを各集落や関係団体との協働のもとに推進していくことを目的としております。

私たちは平成 28 年度に策定した第 1 期永井地域づくり計画を指針に、スローガン「永^{なが}～井^い未来^{みらい} 住^すみ良^よい地^ち域^{いき}」づくりを目指し活動してまいりました。この 6 年間、専門部会が中心となり地域づくり計画に基づいた具体的な事業計画を検討し、実践に移してきました。様々な課題解決のために試行錯誤しながら事業を展開する中で、今では地域に定着したものもあります。

一方で、人口減少や少子高齢化など社会をとりまく問題は引き続き厳しい状況が続いています。

この度、第 1 期計画の期間が終了するにあたり、6 年間の活動を振り返り、改めて地域の現状や課題を洗い出し、より永井地域の現状と新しい課題に対応した新たな道しるべとなる第 2 期地域づくり計画を策定しました。今回の計画は、その時々タイムリーな課題に柔軟に対応し事業を企画・実践していくため、あえて具体的な事業は記載せず、目指す永井地域のビジョンを示した計画としています。

今後は第 1 期計画の想いを引き継ぎつつ、この計画を基に地域全体で共通認識を持ち、あるべき地域のビジョンに向かってまた新たに地域づくりを展開していきます。

令和 4 年 3 月

永井地域コミュニティ活性化協議会

第 1 章 地域の概要

1 地理と概況

(1) 位置と概況

私たちが住んでいる永井地域は、岩手県一関市の最南端に位置し、宮城県登米市と隣接しており、温暖で豊かな自然に囲まれた比較的災害が少ない地域です。西側や南側の低地は、昔は沼でしたが、先人の努力で今は美しい田園に変わっています。

夏川流域、高倉、内ノ目には、整理された水田が広がっていて、農業や畜産も盛んです。最近では、専業農家は年々減少傾向にあり兼業農家が多くなっています。

永井で一番高い高倉山からは、広々とした水田が宮城県方面まで見渡せ、遠くに長沼や伊豆沼も眺められます。

江戸時代に船運路として整備された北上川は、当時年貢米を運ぶための重要な水路であり、現在花泉と藤沢町を結ぶ花藤橋周辺も、当時はひらた船が盛んに往来していました。花藤橋は、永井の白崖に通じる広域農道となっています。

また、永井地区の真ん中を通っている国道 342 号は、昔石巻街道といわれ、にぎわいました。物流の効率化や沿岸地域の復興を支えるなど、安全で円滑な交通の確保を目的に改築工事が進められ、令和 3 年度にはバイパス区間が全線開通し、今でも宮城県とを結ぶ大切な道路となっています。

(2) 面積

永井地域の面積は 23.09km^2 であり、花泉町の中では金沢に次ぐ 2 番目に広い面積です。花泉町全体 (126.83km^2) の 18.2% を占めています。

永井の中では水田と山林が大部分を占めており、のどかな風景が広がっています。

2 永井地域の歴史

(1) 地名(永井)の由来

私たちが暮らす永井の名は、「永井村史抄(佐藤恭著)」によれば、景行天皇朝における日本武尊の従者吉備武彦が東征し、鴻ノ巣の船着に長く滞陣したため長居石を建てたといわれ、「長居」後に「長井村」と呼称されたと伝えられています。

また、大田沼にある如何なる天候時にも絶えることのない岩香清水の名水の湧く井戸の形が長いことから、長井村の名称が出たとも伝えられています。



岩香清水の名水の湧く井戸

(2) 永井の偉人

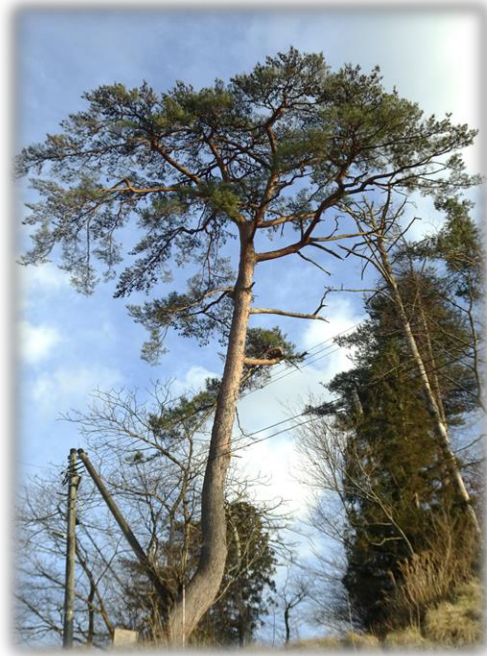
江戸相撲興隆に功績があり、上覧相撲で徳川家治将軍から「釈迦涅槃像図」の軸物と直筆を賜った、谷風の師匠でもあった関ノ戸億右衛門(永井村横塚出身)。



関ノ戸億右衛門の墓

(3) 街道のシンボル

永井村肝入りの小野寺九兵衛が、嘉永4年から5年まで、石巻街道の涌津境から九千沢までの両側に松の木8千余本を植え、旅人を楽しませたとされる嘉栄の松。国道 342 号の改築により現存する松は 1 本となりました。



嘉栄の松

3 世帯数と人口

(1) 現状

①行政区ごとの世帯数と男女別人口

令和4年4月1日現在

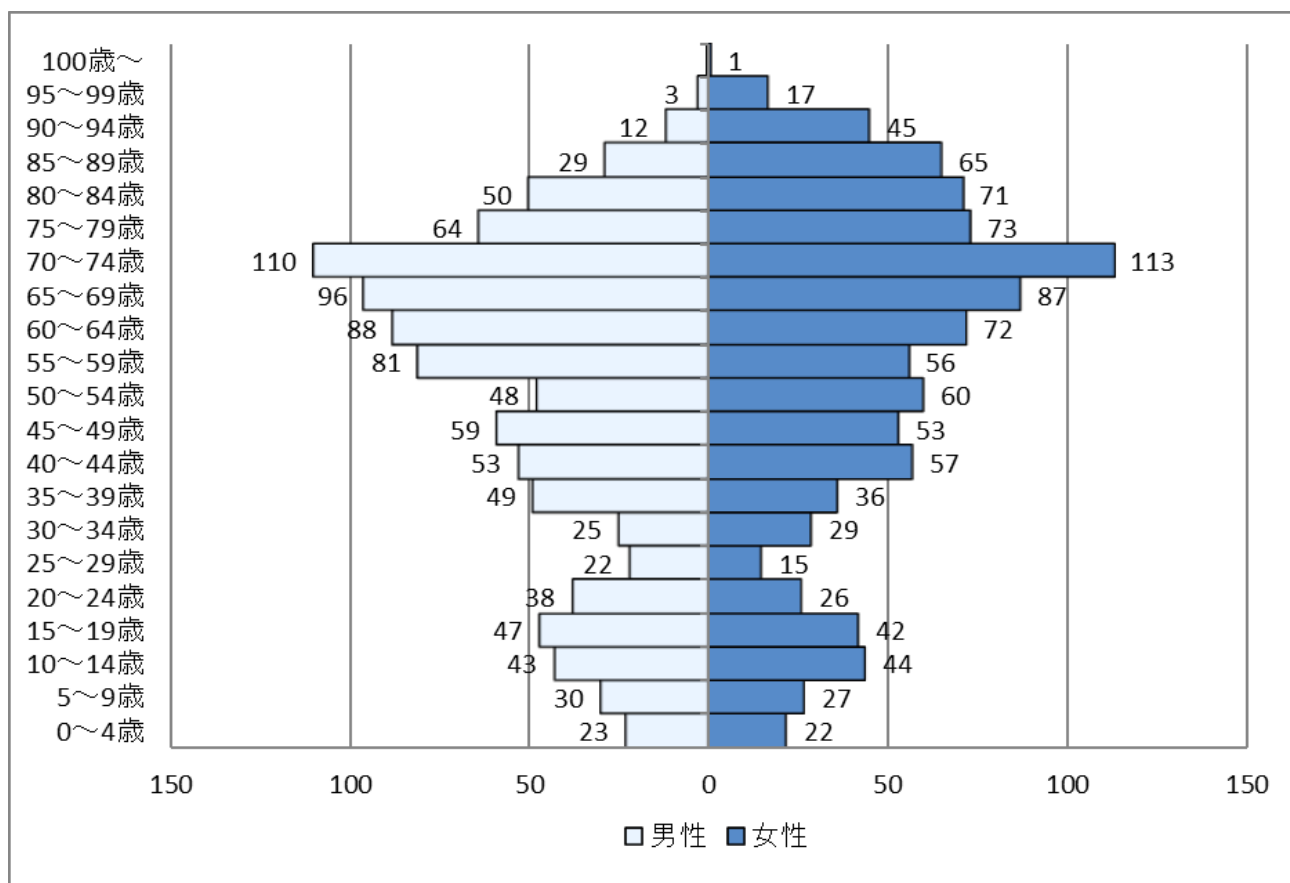
行政区	世帯数	人口合計	55歳以上		65歳以上		14歳以下	
			人口	割合	人口	割合	人口	割合
1-1	61	221	114	51.6%	84	38.0%	24	10.9%
1-2	48	139	89	64.0%	63	45.3%	8	5.8%
2	94	288	150	52.1%	104	36.1%	37	12.8%
3	76	264	130	49.2%	102	38.6%	32	12.1%
4	90	246	150	61.0%	120	48.8%	17	6.9%
5	47	101	72	71.3%	55	54.5%	5	5.0%
6	73	210	137	65.2%	96	45.7%	16	7.6%
7	44	119	66	55.5%	48	40.3%	5	4.2%
8	75	216	117	54.2%	88	40.7%	24	11.1%
9	69	177	107	60.5%	75	42.4%	21	11.9%
合 計	677	1,981	1,132	57.1%	835	42.2%	189	9.5%

②男女・年代別人口と人口ピラミッド

令和４年４月１日現在

区 分	0～ 4歳	5～ 9歳	10～ 14歳	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳
男 性	23	30	43	47	38	22	25	49	53	59	48
女 性	22	27	44	42	26	15	29	36	57	53	60
合 計	45	57	87	89	64	37	54	85	110	112	108

55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100歳 ～	合 計
81	88	96	110	64	50	29	12	3	0	970
56	72	87	113	73	71	65	45	17	1	1,011
137	160	183	223	137	121	94	57	20	1	1,981



(2) 推移 令和 4 年と平成 28 年の行政区別世帯数・人口の比較

行政区	令和4年4月1日現在				平成28年4月1日現在			
	世帯数	人口			世帯数	人口		
		男	女	合計		男	女	合計
1-1	61	109	112	221	67	118	130	248
1-2	48	72	67	139	53	81	85	166
2	94	142	146	288	93	149	163	312
3	76	127	137	264	79	149	155	304
4	90	127	119	246	93	139	145	284
5	47	49	52	101	50	64	67	131
6	73	96	114	210	75	111	132	243
7	44	61	58	119	47	68	76	144
8	75	106	110	216	77	116	129	245
9	69	81	96	177	77	99	113	212
合 計	677	970	1,011	1,981	711	1,094	1,195	2,289

第2章 地域づくり計画

1 地域の現状と課題

第2期地域づくり計画を策定するにあたり、第1期計画と6年間の活動を振り返り、地域の現状を再確認しました。また、地域が抱える困りごとを把握するため、広く住民から情報収集したほか行政区長・集落公民館長をはじめ各種団体長に実態調査を行い地区カルテという形でまとめました。

その中で、どの組織も少子高齢化、人口減少による活動継続への不安や役の担い手不足の問題を抱えていることが見えてきました。また、もともと懸念されていた住民どうしのコミュニケーション不足は新型コロナウイルスの影響でさらに拍車がかかっています。

その他、交通安全や災害対応、福祉活動など、様々な分野について課題が浮き彫りになりました。

2 地域づくり計画の期間と見直し

この計画は概ね5年間の計画とします。

また、状況の変化に応じ随時見直しを行うこととします。

3 目的とスローガン

これから先の永井地域を、子どもから高齢者まで全ての世代・住民にとって、あらゆる面で住み良いといえる明るい地域をつくることを目的に、第1期計画作成時に地域のみなさんと設定した

なが い み ら い す よ ち い き
永～井未来 住み良い地域

というスローガンを引き続き掲げ、取り組んでいきます。

4 第2期計画重点目標

持続可能な地域づくり

将来的に無理なく、持続可能な集落・団体運営を目指し、地域(集落)や各種団体の現状・課題等を積極的に把握します。また、集落や各種団体との継続的な話し合いを行い、解決に向けて取り組みます。

5 分野別目標

永井地域の目指すビジョンの具現化に向け、第1期計画を引き継ぎつつ地域の現状を踏まえ、6つの分野で目標を設定します。

①コミュニティ・・・集い・語らい・活気に満ちた永井

人口減少や少子高齢化、生活スタイルの変化等様々な要因により住民どうしの繋がりが希薄化しています。また、小学校統合により子どもたちと地域が関わる機会が今まで以上に減ってしまうことが懸念されます。

人々が集う場づくりや世代間の交流を促進し、活気に満ちた地域を目指します。

②安全安心・・・災害や犯罪が少なく、安心して暮らせる永井

温暖で過ごしやすく、比較的災害の少ない永井地域。しかしそれ故にいざというときの対応力や日々の備えが不十分です。また、国道342号の改築や信号機の撤去、除雪の遅れなど交通安全についての課題や、まちから離れているために医療への不安もあります。

あらゆる自然災害や火災、犯罪、事故等から身を守り安心して暮らせるよう、地域の防災力・防犯力の向上や交通安全の推進を目指します。

③地域福祉・・・住民どうして支え合い、健康でいきいき過ごせる永井

高齢者世帯や一人暮らし高齢者が増え、日頃の見守りや支援が必要となっています。また、子どもの居場所や親どうしの情報交換の場も限られています。

子育て世代や高齢者、障がいを持つ人など、どんな人も穏やかな暮らしができるよう、様々な立場の人の声に耳を傾け、住民どうしの支え合いを広げていきます。

④生活環境・・・豊かな自然と共生し、快適に生活できる永井

美しい田園風景やのどかな里山が魅力的な一方、里山や農地の将来的な維持・管理には不安の声が聞かれます。また、交通弱者が増加することも想定され、通院や買い物など、暮らしに不便や不安を感じる場面もあります。

恵まれた自然環境を守り、活用し続けるための仕組みづくりを模索し、また、社会インフラの整備や暮らしにおける利便性の向上を考え、快適な地域を目指します。

⑤教育文化・・・地域の歴史や文化を永く愛し、守っていく永井

永井には郷土芸能やしめ縄などの伝統技術、嘉栄の松などの歴史資源が豊富にありますが、後継者不足は深刻で、歴史資源の保存や利活用も追いついていない現状があります。

先人から引き継がれてきた永井の特色ある郷土文化や知識を後世へ残すため、保存活動や後継者確保、育成を推進します。

また、現代的課題・社会的課題に応じた学習も含め、誰もが平等に様々な学習を通して心豊かな生活を送れるよう、社会教育機会の充実を目指します。

⑥地域振興・・・地域資源が輝く、魅力あふれる永井

永井地域ではコメの収穫量が多く、ナス、キュウリ、トマトなどの野菜づくりや畜産なども盛んです。しかし、せっかくの地域資源の活用や地域 PR がまだまだ不十分な状況です。また、人口の流出・減少が進み、空き家等も増加傾向にあります。

若い世代の定着率向上や、IU ターン促進なども視野に入れつつ、農産物や人材、遊休農地や空き家など隠れた幅広い地域資源の掘り起こしと活用を促進し、永井に住む私たちにとっても、地区外の人たちにとっても魅力ある永井地域を目指します。

6 計画の推進体制

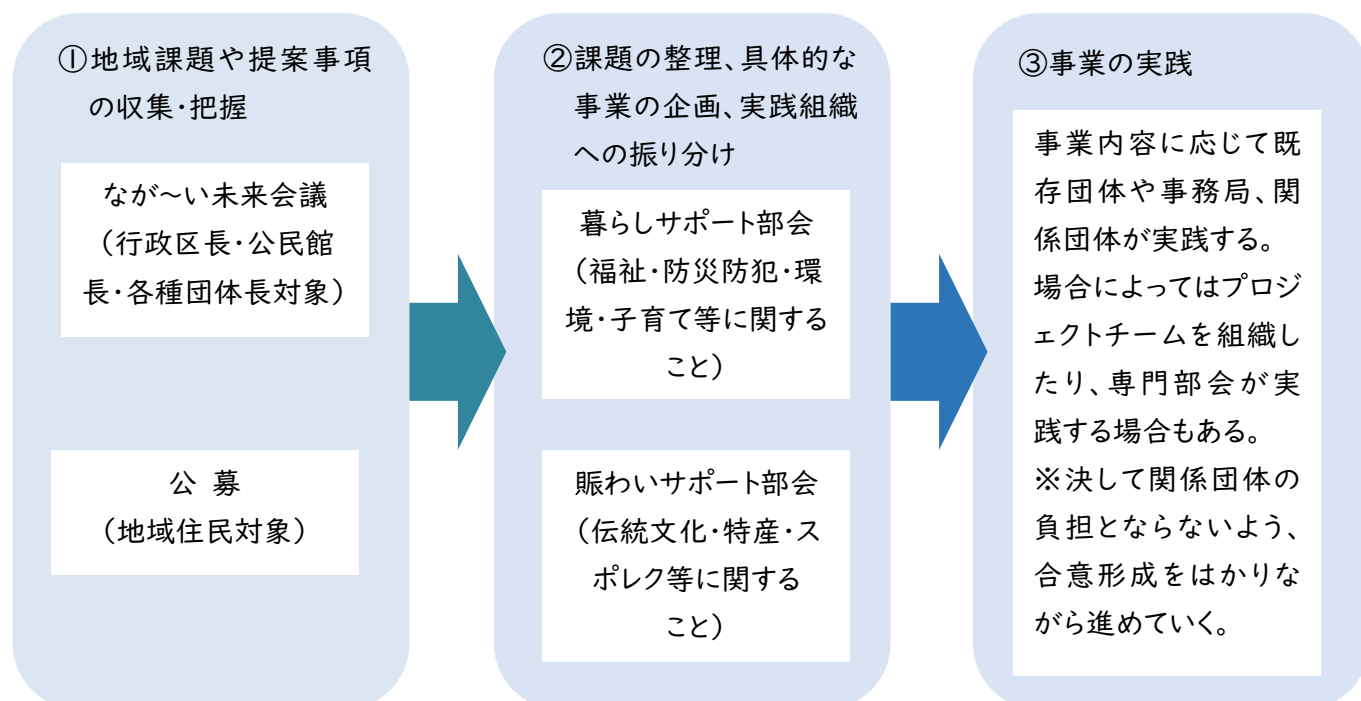
地域づくり計画に基づき、あらゆる組織との協働のもと円滑に事業を進めるため、「暮らしサポート部会」「賑わいサポート部会」を設置しています。

毎年度「なが〜い未来会議」の開催と公募により各種団体長や住民が抱えている課題・要望等を調査します。そこで吸い上げた課題に対し、専門部会が具体的な解決策を検討し、既存団体や事務局・関係機関等へ振り分けるほか、場合によってはプロジェクトチームを組織するなどし、それぞれ実践に移ります。

このように、継続的に地域の現状を把握しながら、その時々課題に応じた事業を展開し、計画の推進に努めます。

なお、事業実施においては、部会での方向性を事業計画として作成し、その計画に則って具体的な取り組みを行います。

推進体制イメージ



第3章 資料編

Ⅰ 永井地域コミュニティ活性化協議会の経過

年 度	内 容
平成27年度	永井地域コミュニティ活性化協議会設立
	地域づくりアンケート実施
平成28年度	永井地域づくり計画策定員会（第1回～第5回）
	第1期永井地域づくり計画策定
	専門部会検討会議
	専門部会設置
平成29年度～	各専門部会による事業実施 （指定管理学習会、市民センターまつり、既存トイレ公衆化事業、最新防災マップ作成、永井スポーツセンター整備、永井ふるさとスポーツ交流事業等）
令和3年度～	市民センター指定管理受託
	専門部会見直し
	新専門部会体制による事業実施
令和4年度	第1期永井地域づくり計画見直し
	第2期永井地域づくり計画策定

2 規約

永井地域コミュニティ活性化協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、永井地域コミュニティ活性化協議会(以下「本会」という。)と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、事務所を一関市花泉町永井字粒乱田 69-1 に置く。

(目 的)

第3条 本会は、地域住民自らが互いに尊重し協力して、健康及び社会福祉の向上、安全で快適な生活環境の創出、文化、スポーツの振興並びに生涯学習の推進などについて話し合い行動することにより、明るく豊かな地域づくりを推進すると共に、行政も含めた多種多様な団体等との協働による地域づくりを広く展開し地区の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)地域づくり計画の立案、策定及びその推進に関する事。
- (2)地区の振興並びに発展に関する事。
- (3)保健・福祉の向上に関する事。
- (4)生活環境の整備に関する事。
- (5)防犯・防災・交通安全の推進に関する事。
- (6)文化・芸術の振興と生涯学習の推進に関する事。
- (7)スポーツの振興に関する事。
- (8)行政機関・各種上部団体との連絡調整に関する事。
- (9)その他、本会の目的達成に必要な事業に関する事。

(構 成 員)

第5条 本会の構成員は、永井地区の住民及び各種団体とする。

(役 員)

第6条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 2名
- (3)理事 若干名
- (4)監事 2名

2 本会は、必要に応じて顧問を置くことができる。

(役員を選出等)

第7条 理事及び監事は、総会において選出する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 顧問は、役員会に諮って会長が委嘱する。

(役員等の任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

(1)会長は、本会を代表し会務を統括する。

(2)副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代理する。

(3)理事は、本会の業務を執行する。

(4)監事は、本会の業務並びに会計を監査する。

(5)顧問は、本会に対し指導助言を行う。

(任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは補充できるものとし、任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(事務局)

第10条 本会に事務局を設置し、会務を行うため事務局長及び事務局員の職員を置く。

2 職員は、会長が任命する。

(総会)

第11条 総会は、毎年1回会長が招集し開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

2 総会は代議員制とし、代議員は別表第1に掲げる者で構成する。ただし、別表第1に掲げる役職を兼務している場合は、当該団体が推薦する者を代議員とすることができる。

3 総会の議長は、その総会において出席した代議員の中から選出する。

4 総会は、代議員の委任状も含めた過半数の出席をもって成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

5 総会には、次の案件を付議するものとする。

(1)規約の制定及び改廃に関すること。

(2)役員の選出に関すること。

(3)地域づくり計画に関すること。

(4)事業計画並びに収支予算に関すること。

(5)事業報告並びに収支決算に関すること。

(6)その他本会に関する重要な事項

(代議員の任期)

第 12 条 代議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事録)

第 13 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)代議員数及び出席者数(委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

(役員会)

第 14 条 役員会は、会長、副会長、理事をもって構成する。

2 役員会は、必要に応じて会長が招集し開催する。

3 役員会は、会長が議長となり次の事項を審議する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

4 会議の議事は、出席者の過半数以上の賛成で決し、可否同数の場合は議長が決する。

(専門部会)

第 15 条 本会の活動を円滑に行うために、次の専門部会(以下「部会」という。)を設置する。

(1)暮らしサポート部会

(2)賑わいサポート部会

2 部会は、運営委員で構成し、運営委員は、各行政区及び地区内で活動する各種団体の推薦により会長が委嘱する。

3 部会には、部会長 1 名、副部会長 1 名、書記 1 名を置く。

4 部会長、副部会長並びに書記は部会で互選し、その任期は2年とする。補欠により就任した部会長、副部会長並びに書記の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

5 部会長は、所属部会を代表し部会を統括する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときはその職務を代行する。

7 書記は、部会の庶務を担当する。

(経 費)

第 16 条 本会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月 31 日に終わる。

(情報の開示)

第 18 条 総会の決定事項等本会の情報は、常時開示できるように努めなければならない。

(補 則)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会に諮り会長がこれを定める。

附 則

1 この規約は、平成 27 年3月 22 日から施行する。

2 本会の設立当初の役員及び代議員の任期は、第9条第1項、第 12 条第1項及び第 15 条第 4 項の規定に関わらず、設立の日から平成 28 年3月 31 日までとする。

3 本会の設立当初の事業計画並びに収支予算は、第 17 条の規定に関わらず、設立の日から平成 28 年3月 31 日までとする。

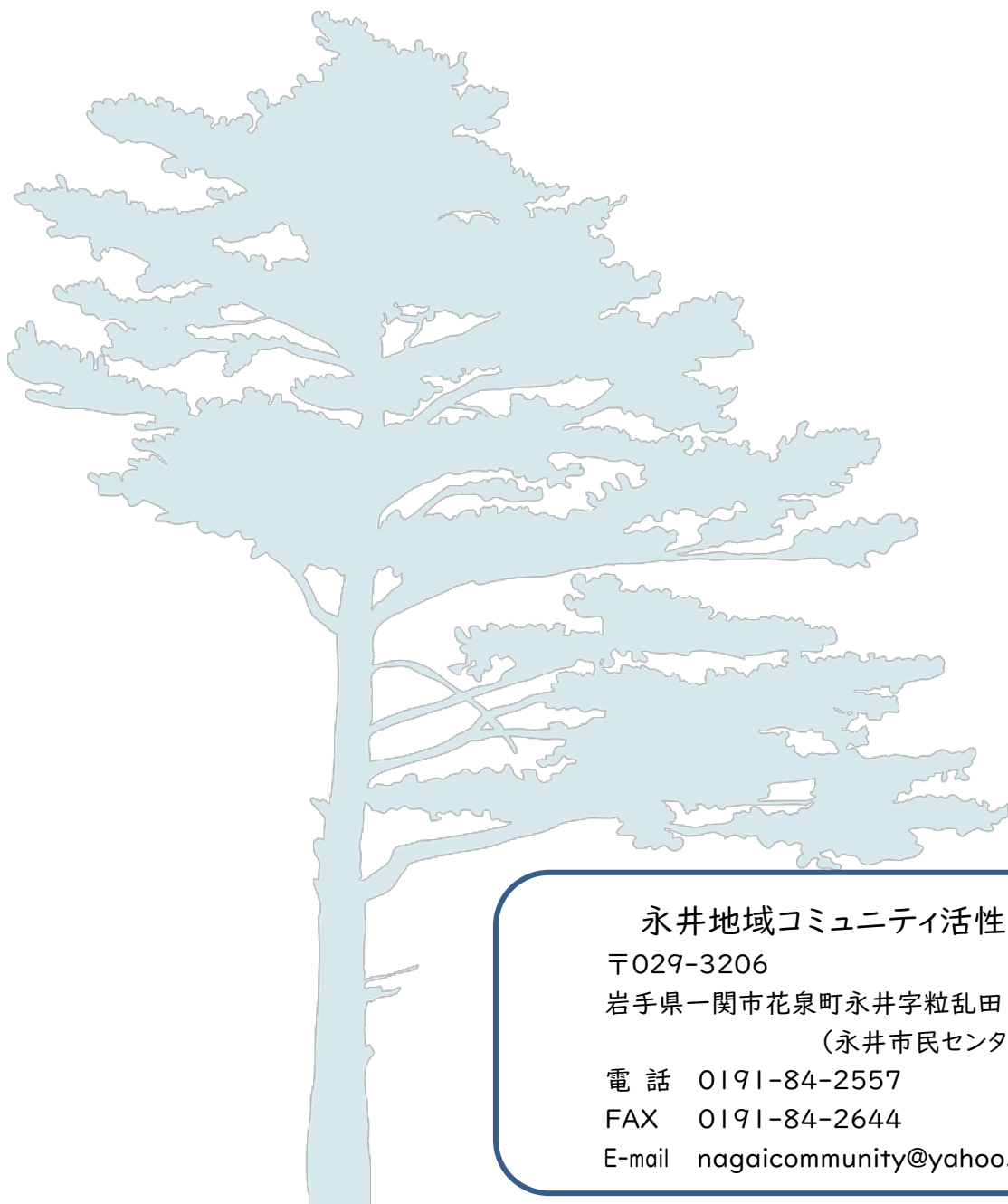
附 則

1 この規約は、令和3年3月 29 日から施行する。

2 この規約は、令和5年3月 28 日から施行する。

〔別表第1〕(規約第 11 条第2項関係)

役職名	人 数	備 考
永井地区行政区長	10 名	
永井地区集落公民館長	16 名	
永井地区福祉推進協議会長	1 名	
永井体育協会長	1 名	
永井地区防災自治会長	1 名	
一関交通安全協会永井分会長	1 名	
永井地区老人クラブ連合会長	1 名	
永井地区婦人会長	1 名	
永井地区民生児童委員協議会長	1 名	
一関市消防団花泉第1分団長	1 名	
花泉町婦人消防協力隊第1分隊長	1 名	
永井地区郷土芸能伝承保存会長	1 名	
一関市立花泉小学校永井地区 PTA 会長	1 名	
一関市立花泉中学校永井地区 PTA 会長	1 名	



永井地域コミュニティ活性化協議会

〒029-3206

岩手県一関市花泉町永井字粒乱田 69-1

(永井市民センター内)

電 話 0191-84-2557

FAX 0191-84-2644

E-mail nagaicommunity@yahoo.co.jp